

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

国民一般向け業務に係る令和 7 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 8 年 5 月 28 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

三田 祥弘 ⑩

監査役

伊東 正仁 ⑩

監査役

宮城 典子 ⑩

監査役

大谷 秋洋 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

農林水産業者向け業務に係る令和 7 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 8 年 5 月 28 日

株式会社日本政策金融公庫

監 査 役 三 田 祥 弘 ⑩

監 査 役 伊 東 正 仁 ⑩

監 査 役 宮 城 典 子 ⑩

監 査 役 大 谷 秋 洋 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

中小企業者向け業務に係る令和 7 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 8 年 5 月 28 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

三田 祥弘 ⑩

監査役

伊東 正仁 ⑩

監査役

宮城 典子 ⑩

監査役

大谷 秋洋 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

信用保険等業務に係る令和 7 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 8 年 5 月 28 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

三田 祥弘 ⑩

監査役

伊東 正仁 ⑩

監査役

宮城 典子 ⑩

監査役

大谷 秋洋 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

危機対応円滑化業務に係る令和 7 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 8 年 5 月 28 日

株式会社日本政策金融公庫

監 査 役

三 田 祥 弘 ⑩

監 査 役

伊 東 正 仁 ⑩

監 査 役

宮 城 典 子 ⑩

監 査 役

大 谷 秋 洋 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

特定事業等促進円滑化業務に係る令和 7 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 8 年 5 月 28 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役 三 田 祥 弘 ⑩

監査役 伊 東 正 仁 ⑩

監査役 宮 城 典 子 ⑩

監査役 大 谷 秋 洋 ⑩